

改正

令和 七年 三月 七日千葉県条例第二一号

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、盗品等の売買等の防止及びこれの速やかな発見を図るため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行うことにより、窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、これによる被害の迅速な回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「特定金属類」とは、金属製の物品であつて、次の各号に掲げるものをいう。ただし、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物であるものを除く。

- 一 電線（製品の部品であつて、当該製品から分離されていないものを除く。）
- 二 主として側溝その他の排水施設に用いられる蓋であつて、格子状その他これに類する形状であるもの
- 三 マンホールの蓋その他これに類するものとして千葉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるもの
- 四 主として建設工事の現場において敷板として使用される板
- 五 主として建設工事の現場において足場に用いられる板
- 六 銅又は銅合金の板であつて、建築材料その他これに類するものとして公安委員会規則で定めるものとして使用されるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、盗難等による被害の状況及び盗品等の流通の状況を勘案して公安委員会規則で定めるもの

2 この条例において「特定金属類取扱業」とは、特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、次の各号に掲げる営業以外のものをいう。

- 一 特定金属類を売却すること又は自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業
- 二 製造後使用されたことのない特定金属類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）

三 自ら特定金属類の使用（その全部又は一部を原材料として利用することができる状態にする
ことを除く。）をするためにこれを買受けることのみを行う営業（前号に掲げる営業を除く。）

四 前各号に掲げるもののほか、盗品等を取り扱うおそれが少ない営業として公安委員会規則で
定めるもの

3 この条例において「特定金属類取扱業者」とは、次条の許可を受けて特定金属類取扱業を営む
者をいう。

4 この条例において「盗品等」とは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得され
た物をいう。

（許可）

第三条 特定金属類取扱業を営もうとする者は、あらかじめ千葉県公安委員会（以下「公安委員会」
という。）の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合にお
いては、許可をしてはならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第二十四条に規定する罪若しくは刑法（明治四十年法律第
四十五号）第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項
に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなく
なった日から起算して五年を経過しない者

三 千葉県暴力団排除条例（平成二十三年千葉県条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団員
等（以下「暴力団員等」という。）

四 第二十条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第二十条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消
しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第五号の規定による届
出書の提出をした者（特定金属類取扱業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当
該提出の日から起算して五年を経過しないもの

六 心身の故障により特定金属類取扱業者の業務を適正に実施することができない者として公安
委員会規則で定めるもの

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法
人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の手続)

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 行商をしようとする者であるかどうかの別

四 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の許可を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。

二 第四条各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

2 公安委員会は、第三条の許可を受けた者の営業所の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会規則で定める事項を公示し、その公示の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第三章の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第七条 特定金属類取扱業者は、第五条第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、その三日前までに、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、第五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その日から十四日（公安委員会規則で定める場合にあつ

ては、二十日）以内に、公安委員会規則で定める事項を記載した届出書に公安委員会規則で定める書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第八条 特定金属類取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、公安委員会規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 特定金属類取扱業を廃止した場合 特定金属類取扱業者であった個人又は特定金属類取扱業者であった法人を代表する役員

（名義貸しの禁止）

第九条 特定金属類取扱業者は、自己の名義をもって、他人に特定金属類取扱業を営ませてはならない。

（行商人証の携帯等）

第十条 特定金属類取扱業者は、行商をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した行商人証（以下「行商人証」という。）を携帯していなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に行商をさせるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該代理人等に行商人証を携帯させなければならない。

3 特定金属類取扱業者又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から行商人証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（標識の掲示等）

第十一条 特定金属類取扱業者は、公安委員会規則で定めるところにより、県内に所在する営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 特定金属類取扱業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類取扱業者の氏名又は名称そ

の他の公安委員会規則で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（確認等及び申告）

第十二条 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

- 一 相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認すること。
- 二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けること。
- 三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録であって、これらの情報についてその者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいい、当該電子署名について同法第四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けた者により同法第二条第二項に規定する証明がされるものに限る。）が行われているものの提供を受けること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項に規定する措置をとることを要しない。

- 一 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合
- 二 自己が売却した特定金属類を当該売却の相手方から買い受ける場合

3 特定金属類取扱業者は、特定金属類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該特定金属類について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

（帳簿等への記載等）

第十三条 特定金属類取扱業者は、買受け若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、特定金属類を受け取ったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その都度、次の各号に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類として公安委員会規則で定めるもの（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。ただし、前条第二項各号に規定する場合は、この限りでない。

- 一 取引の年月日
- 二 特定金属類の品目及び数量
- 三 特定金属類の特徴
- 四 相手方の住所、氏名、職業及び年齢
- 五 前条第一項の規定によりとった措置の区分（同項第一号及び第四号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法）

第十四条 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

- 2 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、公安委員会規則で定めるところにより、直ちに公安委員会に届け出なければならない。

（品触れ）

第十五条 千葉県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、必要があると認めるときは、特定金属類取扱業者に対して、盗品等の品触れを書面により発することができる。

- 2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

- 3 特定金属類取扱業者は、品触れを受けた日にその特定金属類を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する特定金属類を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

- 4 千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

（差止め）

第十六条 特定金属類取扱業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた特定金属類について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該特定金属類取扱業者に対し三十日以内の期間を定めて、その特定金属類の保管を

命ずることができる。

(報告徴収)

第十七条 警察本部長等は、この条例の施行に必要な限度において、特定金属類取扱業者に対し、盗品等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十八条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、営業時間内に限り、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所に立ち入り、特定金属類及び帳簿等（第十四条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第二十七条第五号において同じ。）を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第十九条 特定金属類取扱業者又はその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、期限を定めて、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(許可の取消し等)

第二十条 特定金属類取扱業者若しくはその代理人等がその特定金属類取扱業に関しこの条例若しくはこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は特定金属類取扱業者がこの条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、公安委員会は、当該特定金属類取扱業者に対し、その特定金属類取扱業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定金属類取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第二十一条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続条例第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければなら

ない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、千葉県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(手数料)

第二十二條 第三条の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して許可を受けないで特定金属類取扱業を営んだ者
- 二 偽りその他不正の手段により第三条の許可を受けた者
- 三 第九条の規定に違反した者
- 四 第二十条の規定による命令に違反した者

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項、第十四条第一項又は第十五条第三項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者
- 三 第十四条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第十五条第二項の規定に違反して品触れに係る書面に到達の日付を記載せず、若しくは虚偽の日付を記載し、又はこれを保存しなかった者
- 五 第十六条の規定による命令に違反した者

第二十六條 第五条の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同条の届出書若しくは添

付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者

三 第十条第一項若しくは第二項又は第十一条の規定に違反した者

四 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十八条第一項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定金属類取扱業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定金属類取扱業を営むことができる。その者がその期間内に第三条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

3 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

千葉県特定金属類 取扱業の規制に関 する条例（令和六年 千葉県条例第二十 七号）に基づくもの	特定金属類取扱業 許可申請手数料		一件につき	一万九千円
--	---------------------	--	-------	-------

附 則（令和七年三月七日千葉県条例第二十一号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則（千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則）で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する条例（学校職員（職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。）に関する事項を除く。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県人事委員会規則で、職員の退職手当に関する条例（学校職員に関する事項に限る。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。